## 大気汚染防止法の一部改正について(水銀大気排出規制の概要)

## 京都府環境部環境管理課

TEL: 075-414-4713

## 京都市環境政策局環境企画部環境指導課

TEL:075-222-3955

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀等の大気中への排出を規制するため、 大気汚染防止法等が改正され、新たに水銀の大気排出規制制度が始まることとなりまし たので、取り急ぎお知らせします。

### <改正概要> ——

#### 〇水銀排出施設に係る届出制度

水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は京都府知事(設置等の場所が京都市内の場合は、京都市長)に届け出なければなりません。(既設の施設については、施行日から30日以内に届出)

※「水銀排出施設」とは工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。…水銀排出施設及びその排出基準については2ページ以降

## 〇水銀等に係る排出基準の遵守義務等

水銀排出施設ごとに新たに水銀濃度の排出基準が定められ、当該施設から水銀等を大 気中に排出する者は当該排出基準を遵守しなければなりません。京都府知事(又は京都 市長)は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ改善勧告・改善命令を 発出することができます。

#### 〇自主測定の実施

水銀排出施設に係る水銀濃度について、規定された頻度で定期的に測定を実施し、その結果を記録・保存しなければなりません。

## 〇要排出抑制施設の設置者の自主的取組

要排出抑制施設(水銀等の排出量が相当程度多い施設で、その排出を抑制することが適当とされるもの。①製銑の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)②製鋼の用に供する電気炉)を設置している者は、排出抑制のための自主的取組を責務として求められます。

#### 施行日

平成30年4月1日(当該条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日 後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)

## その他

改正法の詳細については、環境省ホームページ「水銀大気排出対策」をご覧ください。 (環境省 HP URL: http://www.env.go.jp/air/suigin/post\_11.html)

表 -1 石炭燃焼ボイラーの排出基準

T THINK MINING TO	<b>*ンが四条子</b>		
		排 出	基 準
対象施設	対象規模	(µg/Nm³)	
		新規	既存
①石炭ボイラー (この表の ②に掲げるものを除く。) (別表 2の項)	伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上であるか、 又はバーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算一時間当たり 50 L以上の もの。	8	10
②小型石炭混焼ボイラー (別表 1の項)	伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり100,000 L 未満のもの。	10	15

表 -2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(一次施設)の排出 基準

		排出	基 準
対象施設	対象規模	(µg/Nm³)	
		新規	既存
①金属の精錬(銅又は金を精錬			
するものに限る。)の用に供す	·		
る焙焼炉、焼結炉(ペレット焼			
成炉を含む。)、煆焼炉 、溶鉱	原料の処理能力が一時間当た	15	30
炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転	り1トン以上であるもの。	10	50
炉及び平炉 (この表の⑤に掲			
げるものを除く。)		:	
(別表 3の項)			
②金属の精錬(鉛又は亜鉛を精		,	. "
錬するものに限る。)の用に供		·	
する焙焼炉、焼結炉(ペレット	•		
焼成炉を含む。)、煆焼炉 、溶	原料の処理能力が一時間当た	30	50
鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、	り1トン以上であるもの。	00	
転炉及び平炉 (この表の⑥に			
掲げるものを除く。)			
(別表 4の項)			

		排出	基 準
対象施設	対象規模	$(\mu g/Nm^3)$	
·		新規	既存
③金属の精錬(銅又は金を精錬	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上であ		
するものに限る。)の用に供す	るか、羽口面断面積が 0.5 m <sup>2</sup>		
る溶解炉(専ら粗銅、粗銀又は	以上であるか、バーナーの燃		
粗金を原料とするもの、こしき	料の燃焼能力が重油換算一時	15	30
炉及びこの表の⑤に掲げるも	間当たり50L以上であるか、		
のを除く。)	又は変圧器の定格容量が 200	,	
(別表 3.の項)	kVA 以上であるもの。		
④金属の精錬(鉛又は亜鉛を精	火格子面積が1 m <sup>2</sup> 以上であ		
錬するものに限る。)の用に供	るか、羽口面断面積が 0.5 m²		
する溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留	以上であるか、バーナーの燃		
亜鉛を原料とするもの、こしき	料の燃焼能力が重油換算一時	30	50
炉及びこの表の⑥に掲げるも	間当たり50L以上であるか、		
のを除く。)	又は変圧器の定格容量が 200		
(別表 4の項)	kVA 以上であるもの。		
⑤銅の精錬の用に供する焙焼	原料の処理能力が一時間当た		
炉 、焼結炉(ペレット焼成炉	り 0.5 トン以上であるか、火		
を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射	格子面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上である		
炉を含む。)、転炉、溶解炉(専	か、羽口面断面積が 0.2 m <sup>2</sup> 以	15	30
ら粗銅を原料とするものを除	上であるか、又はバーナーの		
く。)及び乾燥炉	燃料の燃焼能力が重油換算一		
(別表 3の項)	時間当たり 20 L 以上である		
	もの。		
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供	原料の処理能力が一時間当た	<u> </u>	
する焙焼炉 、焼結炉(ペレッ	り 0.5 トン以上であるか、火		
ト焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶	格子面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上である		
鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶	か、羽口面断面積が 0.2 m <sup>2</sup> 以	30	50
解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を	上であるか、又はバーナーの		
原料とするものを除く。) 及び	燃料の燃焼能力が重油換算一		
乾燥炉	時間当たり 20 L 以上である		
(別表 4の項)	もの。		

表 -3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(二次施設)の排出基準

		排出	基 準	
対象施設	施設規模	(μg/l	$(\mu g/Nm^3)$	
		新規	既存	
①金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精			,	
錬するものに限る。)の用に供する			:	
焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を	  原料の処理能力が一時間			
含む。)、煆焼炉 、溶鉱炉(溶鉱用	当たり1トン以上である	100	400	
反射炉を含む。)、転炉及び平炉 (こ		100	400	
の表の⑤及び⑦に掲げるものを除	もの。 			
<.)				
(別表 5の項)				
②金属の精錬(金を精錬するものに				
限る。)の用に供する焙焼炉、焼結				
炉 (ペレット焼成炉を含む。)、煆焼	原料の処理能力が一時間			
炉 、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含	当たり1トン以上である	30	50	
む。)、転炉及び平炉 (この表の④	もの。			
に掲げるものを除く。)				
(別表 6の項)	· .			
③金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精	火格子面積が1 m <sup>2</sup> 以上			
錬するものに限る。)の用に供する	であるか、羽口面断面積が			
溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜	0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、バ		,	
鉛を原料とするもの、こしき炉並び	ーナーの燃料の燃焼能力	100	400	
にこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるも	が重油換算一時間当たり	100	400	
のを除く。)	50 L以上であるか、又は			
(別表 5の項)	変圧器の定格容量が 200			
	kVA 以上であるもの。			
④金属の精錬(金を精錬するものに	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上で			
限る。)の用に供する溶解炉(専ら	あるか、羽口面断面積が			
粗銀又は粗金を原料とするもの及	0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、バ			
びこしき炉を除く。)	ーナーの燃料の燃焼能力	30	50	
(別表 6の項)	が重油換算一時間当たり	50	30	
	50 L以上であるか、又は			
	変圧器の定格容量が 200			
	kVA 以上であるもの。			

		## ##	甘淮
│ │ 計争拨款	 	排出基準	
対象施設 	施設規模 	(μg/Nm³)	
		新規	既存
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供す	原料の処理能力が一時間		
る焙焼炉 、焼結炉(ペレット焼成	当たり 0.5 トン以上であ		
炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉	るか、火格子面積が 0.5		
を含む。)、転炉、溶解炉(専ら粗銅、	m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面		·
粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするも	断面積が 0.2 m <sup>2</sup> 以上であ	100	400
のを除く。)及び乾燥炉(この表の	るか、又はバーナーの燃料		
⑦に掲げるものを除く。)	の燃焼能力が重油換算一		·
(別表 5の項)	時間当たり 20 L 以上であ		. •
	るもの。		
⑥鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含	バーナーの燃料の燃焼能		
まない。)の用に供する溶解炉	力が重油換算一時間当た		
(別表 5の項)	り 10L以上であるか、又	100	400
	は変圧器の定格容量が 40		
	kVA 以上であるもの。		
⑦亜鉛の回収(製鋼の用に供する電	,		
気炉から発生するばいじんであっ			
て、集じん機により集められたもの	原料の加理能力が 時間		
からの亜鉛の回収に限る。)の用に	原料の処理能力が一時間	100	400
供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶	当たり 0.5 トン以上	,	
解炉及び乾燥炉			
(別表 5の項)			

表 -4 廃棄物焼却炉の排出基準

2 元来初州和州 5万四盆中		排出	基 準
対象施設	対象規模	(μg/l	$(m^3)$
		新規	既存
①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の 処分を行う場合であって、廃棄物処理法 施行令第7条第5号に規定する廃油の焼 却炉の許可のみを有し、原油を原料とす る精製工程から排出された廃油以外のも のを取り扱うもの及びこの表の②に掲げ るものを除く。) (別表 8の項)	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又は 焼却能力が一時間 当たり 200 kg 以上 のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの (別表 9の項)	裾切りなし	50	100

# 表 -5 セメントクリンカー製造施設の排出基準

対象施設		排 出	基 準
	対象規模	(μg/Nm³)	
		新規	既存
セメントの製造の 用に供する焼成炉 (別表 7の項)	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	50	80 <sup>注1</sup>

注 1 経過措置 (原料とする石灰石の水銀含有量が 0.05 mg/kg 以上であるもの) については、140 μg/Nm<sup>3</sup>